

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【R4.9月指定分】

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和4年9月21日	福島県指令北建 第1773号	株式会社 すげの住研 代表取締役 菅野雅利 二本松市長折字道久内358番地	二本松市向作田191番6	27.05	4.00